

略いまは小一條いかでつくりたてんとおぼしめす、御門もいまは御ほいとげたる御心ちせさせ給らんかし、かくよろづにめでたき御ありさまなれども、皇后宮にはたゞおぼつかなさのみこそは、つきせぬことにおぼしめすらめ、同じ御心にやおぼしめしけん内より、

うちはへておぼつかなさをよどもにおぼめくみともなりぬべきかなとあり、かへしに、つゆばかりあはれをしらん人もがなおぼつかなさをさてもいかにと、

〔台記〕久安六年二月七日甲寅、此日立后事奏院（鳥羽）消息依有伊通卿女后呈子入内之聞也、有可依先例之報詔、又有可取太政大臣（藤原忠通）處分之文、八日乙卯、此日立后事請大相國報可奏之狀、入夜問

大相國奏否於法皇、報詔曰、是夕太政大臣使範家奏公書狀、報任例可行之由了、以昨日法皇報詔到來、時刻使泰親占成否、其占如此、此事成否如何、

占今月七日甲寅時加酉、天恩臨卯爲用、將六合、中太一勾陳、終勝先青龍、御行年戌上、微明大陰、卦遇聯茹、

推之可相叶乎、期件日以後卅日內、及來三月四月七月節、中置丙丁壬癸日也、  
久安六年二月八日 雅樂頭安倍泰親

九日丙辰、此日問法皇許否於大相公、其報狀有重可奏文、不示許否、參院之時間、範家答云、大相公使範家奏封書、上勅曰、宣勘先例行之者、即書其旨、送大相府云々、十日丁巳、入夜與三位（藤原賴長）

俱參内宿候、上書法皇、奏大相公不示詔旨之由、手詔曰、勘例使範家奏之、大相公經營入内事、太以不穩、故余復奏曰、唯庶幾我女御立后、聊無愁、花入内之口矣、入夜勘入内後、早立后之例、宮（上東門院、四條）

門（子待賢）院、招範家付之、十一日戊午、未刻自内退出、入夜有行幸（近衛）、今夜大相公迎伊通卿女爲子、

相爲張本、此日大相公使範家奏余所勘申之例、法皇（加封）、法皇有報書云々、以範家自殿參院之時刻、